

# 重要事項説明書

(個人情報利用の同意)

訪問看護ステーション

めぐみ

# 重要事項説明書

## 1、事業者概要

事業者名称 医療法人 恵和会  
事業所所在地 島根県大田市大田町大田イ－860番地3  
代表者氏名 橘 紀之  
電話番号 0854-82-1035

## 2、利用事業所

事業所名称 訪問看護ステーション めぐみ  
指定番号 3260590009  
事業所所在地 島根県大田市大田町大田イ－860番地3  
電話番号/FAX 0854-82-2203 / 0854-84-9397

## 3、事業の目的と運営方針

(事業の目的) ステーションは要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)で、介護を必要とする利用者に対し、訪問看護職員が訪問して可能な限りその在宅において、自立した日常生活を送ることができるよう療養生活を支援し、心身の機能維持回復を目指すことを目的とする。

(運営の方針) ステーションは訪問看護によるサービスを提供することにより、在宅における療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指すものである。

事業の運営にあたっては居宅介護支援事業所のサービス計画及び主治医の指示に基づいたサービスの提供に務める。

介護予防サービスに関しては利用者の心身機能の改善、環境整備などを通じて利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行う。利用者と事業所が同じ目標を定め具体的に取り組む。利用者の自立の可能性を最大限引き出し、サービスを定期的に見直す。

## 4、利用事業所の職員体制

事業所の職員数と職種、勤務体制、業務内容

R7.4.1 時点

管理者	1名	(看護師常勤兼務)	管理・訪問看護業務
看護師	4名	(常勤 3名) (非常勤 1名)	訪問看護業務
准看護師	1名	(非常勤 1名)	訪問看護業務
事務職	1名	(兼務)	事務業務全般

## 5、提供できるサービス

### 訪問看護

- ・病状、障害の観察
- ・食事（栄養）、排泄の管理及び援助、清潔の援助
- ・褥創の予防
- ・リハビリテーションに関すること
- ・ターミナルケア、認知症看護
- ・家族支援に関すること（相談、指導、健康管理）
- ・医師の指示による医療処置（褥創の処置、カテーテル及び在宅酸素の管理等）

### 介護予防訪問看護

- ・心身の状態の観察
- ・口腔ケアの指導
- ・機能維持、回復のための支援
- ・栄養状態の観察
- ・認知症の予防のための環境整備
- ・その他医師の指示による医療処置、服薬確認

## 6、提供できる地域 大田市内、美郷町別府

## 7、サービスの提供日及び提供時間

- (1) 営業日 月曜日～土曜日 8：30～17：00  
(2) 休日 盆休み（8月14、15日）  
年末年始（12月29日～1月3日）

## 8、利用料金

(介護保険)

基本利用料

時間	単位数
30分未満	介護471単位/回 予防451単位/回
30分以上1時間未満	介護823単位/回 予防794単位/回
1時間以上1時間30分未満	介護1,128単位/回 予防1,090単位/回

※准看護師による訪問は10%減額となります。

## 加算料金

加算名	単位数	算定要件
特別管理加算（Ⅰ） （限度額管理の対象外）	500 単位 ／月	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である利用者に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。
特別管理加算（Ⅱ） （限度額管理の対象外）	250 単位 ／月	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等である利用者に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。
初回加算（Ⅰ）	350 単位 ／月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、退院又は退所した日に訪問看護を提供した場合。</li> <li>・初回の訪問看護を行った月に算定する。</li> </ul> ※退院時共同指導加算を算定する場合は、算定対象外。
初回加算（Ⅱ）	300 単位 ／月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、退院又は退所した日の翌日以降に訪問看護を提供した場合。</li> <li>・初回の訪問看護を行った月に算定する。</li> </ul> ※退院時共同指導加算を算定する場合は、算定対象外
退院時共同指導加算	600 単位 ／回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合。</li> <li>・退院又は退所後の初回の訪問看護の際に、1回（特別な管理を要する者である場合、2回）に限り算定できること。</li> </ul> ※医療保険において算定する場合や、初回加算を算定する場合は、算定対象外。

※介護保険の負担割合が2割の方は「基本利用料」及び「その他の加算」が2倍の額となります。

(介護保険対象者に対する保険外サービス)      エンゼルケア      10,000 円

## (医療保険) 基本療養費＋管理療養費

訪問日	時間	
	30分未満	30分以上
月の初日	11,690円	12,990円
2日目以降	7,250円	8,550円

## ※その他の加算

加算名	要件	金額
複数名訪問看護加算	4,500円/回	医師の指示による
退院時共同指導管理加算	8,000円/回	主治医所属の医療機関に入院中または老健入所中で、退院後に訪問看護を受けるため関係他職種により在宅療養についての指導を入院(入所)機関において共同で行い、その文書を提供した場合に加算。
訪問看護ベースアップ評価料	780円/月	訪問看護管理療養費(月の初日の訪問の場合)を算定している利用者1人につき訪問看護ベースアップ評価料(I)として月1回限度として算定する。

※自己負担金は1～3割と加入の保険により異なります。

※受給者証の種類によっては公費負担が適用になります。

※同一建物居住者、同一日に3人以上の場合減額となります。

### (医療保険対象者に対する保険外サービス)

エンゼルケア 10,000円 交通費(片道) 20円/km

## 9、苦情相談窓口

① 当ステーションが提供するサービスについての相談窓口

電話 0854-82-2203 (8:30～17:00)

苦情受付担当者 柳楽 京子 苦情解決責任者 橘 紀之

② 当ステーション以外の相談窓口

大田市役所 介護保険課 電話 0854-84-8063

(8:30～17:15 土、日、祝日を除く)

島根県国民健康保険団体連合会 電話 0852-21-2811

(9:00～17:00 土、日、祝日を除く)

## 10、サービス提供による事故の発生

事故が発生した場合は、ご利用者様のご家族様、市町村、介護支援専門員に連絡を行い、当事業所へ報告し速やかに適切な措置を講ずると共に損害賠償に応じます。又、当該事故の状況及び事故に際して採った措置について記録します。

## 1 1、緊急時の対応窓口

- ① 訪問看護（介護予防訪問看護）サービス提供時、緊急の対応が必要な場合は訪問看護師が対応いたします。

電話 0854-82-2203

- ② 訪問看護サービス提供以外の時の緊急対応が必要な場合、かかりつけ医又は市立病院救急外来へ連絡し、受診下さい。

電話 市立病院 0854-82-0330

## 1 2、提供するサービスの第三者評価

当事業所は、第三者評価を実施していません。

## 1 3、サービス提供に対して

- ① ご本人ご家族様へ協力依頼

※訪問中ペットは出来るだけゲージに入れるかもしくはリードでつないで下さい。

ゲージがない場合訪問している部屋に入れないようにしてください。

※訪問中は喫煙を控えるようにしてください。

- ② 事業所は正当な理由がなくサービスを拒否することはありません。

ただし以下ハラスメント行為が見られた場合はサービスを中止させていただくと共に市町村、担当医、担当の介護支援専門員、担当の精神保健福祉士などに状況を報告させていただきます。

※ハラスメントに該当するとみなされる場合

暴言、暴力、言葉や身体に触る性的嫌がらせなど迷惑行為

## 14、個人情報利用の同意

### 個人情報の利用目的

訪問看護ステーションめぐみでは、利用者と家族のお預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定め目的以外の使用はいたしません。

<利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的>

○ 訪問看護ステーションめぐみでの利用目的

- ・ 当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち  
会計・経理  
事故等の報告  
当該利用者の介護・医療サービスの向上

○ 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ・ 当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち  
利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス提供者会議等）、紹介への回答
- ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・ 家族等への心身の状況説明
- ・ 地域包括支援センター等との連携により、心身の健康の保持及び生活の安定の為に必要な援助を行うこと

○ 介護保険業務のうち

- ・ 保険業務の委託
- ・ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

<上記以外の利用目的>

○ 当事業所での利用に係る利用目的

- ・ 当事業所の管理業務のうち  
医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料  
当事業所において行われる学生の実習への協力  
当事業所において行われる事例研究

○ 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ・ 当事業所の管理運営業務のうち  
外部監査機関への情報提供  
各種補助事業の実施機関への情報提供

## 個人情報の提供及び個人情報の保護についてのお知らせ

当事業所は、利用者の皆様への説明と納得に基づくサービス提供（インフォームド・コンセント）及び個人情報の保護に取り組んでおります。

### 看護・診療情報の提供

- ご自身の症状やケアについて質問や不安がおありになる場合は、遠慮なく、直接、看護師に質問し、説明を受けてください。この場合には、特別の手続きは必要ありません。

### 看護・診療情報の開示

- ご自身の訪問看護記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、遠慮なく当事業所に開示をお申し出ください。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示出来ないことがあります。

1. 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
2. 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

### 個人情報の内容訂正・利用停止

- 個人情報とは、氏名・住所等の特定の個人を識別できる情報をいいます。
- 当事業所が保有する個人情報（訪問看護記録）が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。職員にお申し出ください。調査の上、対応いたします。

### 個人情報の利用目的

- 個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。
- サービス提供のために利用する他、事業所運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。
- 当事業所は介護職等の研修施設に指定されており、研修・養成の目的で、介護・医療専門職等の学生等が、訪問看護に同席する場合があります。

### 個人情報の利用期間

- 個人情報利用の期間は契約の時間に準じます

### 相談窓口

- ご質問やご相談は、以下の個人情報保護相談窓口をご利用ください。

個人情報保護相談窓口	訪問看護ステーションめぐみ	管理者	柳楽	京子
	医療法人 恵和会	理事長	橘	紀之

## 承諾書

重要事項と個人情報の利用目的・提供及び保護について説明いたしました。

事業者名 島根県大田市大田町大田イ 8 6 0 - 3  
医療法人 恵和会  
訪問看護ステーションめぐみ 印  
代表者名 柳樂 京子

説明者 看護師 ( )

私（利用者および家族）は重要事項と個人情報の利用目的・提供及び保護について説明を受け理解し承諾致しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 ( 印 )

家 族 ( 続柄： )

氏名 ( 印 )